

# 消費税負担の見直しに 関するアドバイス

Optimizing savings on new  
consumption tax rules

EY税理士法人

## 消費税率の引上げにおける 留意点

**1** コスト増加への対応策として、消費税計算プロセスの見直しを通じた削減可能性の検討は有益なものと考えられます。例えば、個別対応方式における区分方法の妥当性を検討し、より合理的と考えられる用途区分を適用することによって消費税負担の削減に結びつく場合などが挙げられます。なお、これらの効果は将来にわたって及ぶため、単年度では少額でも、長期的には多額となる点を考慮しておく必要があります。

**2** 消費税率の引上げにあっては、経過措置が設けられています。経過措置の規定に則って、適時、適切な対応をとることにより、改正税率適用後の一定期間、旧税率で取引きを行うことが可能な場合があります。これらは、契約を締結する時期や契約内容によって経過措置の適否が異なるため、早めの対応が必要不可欠といえます。

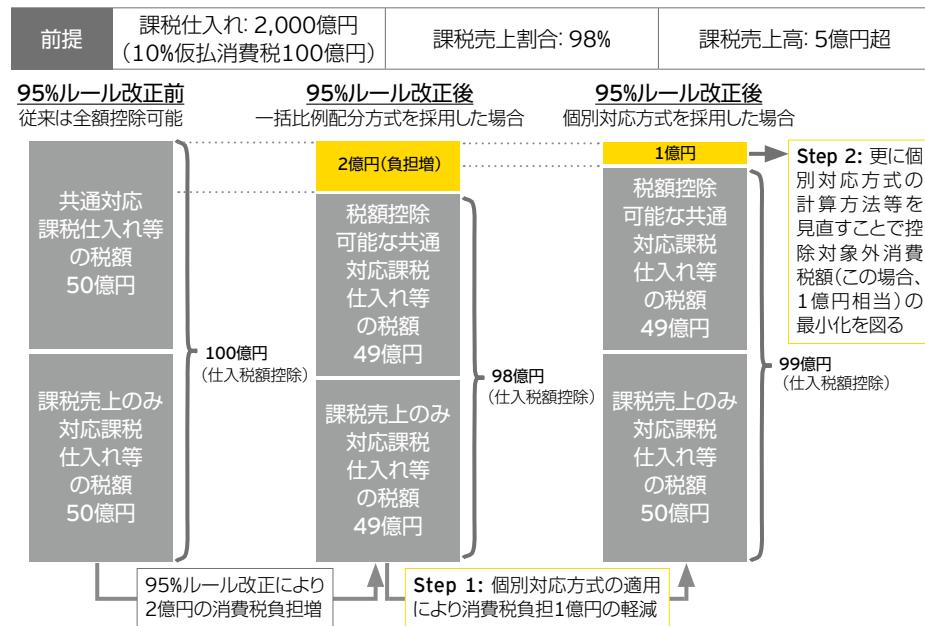
**3** 商流の変更や合併などを予定している場合にも、消費税への影響を考慮する必要があります。課税売上割合が高い事業と低い事業を統合する場合には、課税売上割合が加重平均されるため、課税売上割合を用いて計算される共通対応等の控除額に影響を与えます。よって、事前の検討及びシミュレーションが重要となります。また、消費税を軽減するため、能動的に、グループ内取引きの見直し、組織変更、課税仕入れ等に係る商流の見直しなどの検討を行っている企業も多く、積極的な対応が勧められます。

## 消費税率の引上げに伴うコスト増加について

平成24年4月1日以降に開始する課税期間から、いわゆる「95%ルール（課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除することができる制度）」が改正され、年間の課税売上高が5億円を超える場合には、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができなくなりました。さらに、消費税率が平成26年4月1日から8%に引き上がり、令和元年10月1日からは10%という二桁の税率になり、企業の消費税負担は増加する傾向にあります。

毎期の課税売上割合が95%以上で、今まで課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができた企業にとっては、新たなコストの増加であり、また、業種の特性上、毎期の課税売上割合が低く、従来から課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができない企業にあっても、消費税率の引上げによるコスト増加は対応すべき課題の一つです。

### 【95%ルール改正に伴う消費税額負担増加のイメージ】



## 【消費税負担見直しの事例】

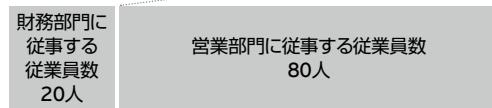
事例 1 個別対応方式の仕入区分精緻化による仕入税額控除の拡大(事業部門に基づき課税売上への対応を区分している場合 課税売上割合90%のケース)



仕入区分の精緻化の過程で共通対応部門においても、課税売上のみを要する重要な課税仕入れを抽出し、仕入税額控除全体の拡大を図る。

事例 2 課税売上割合に準ずる割合を適用することによる仕入税額控除の拡大

<会社全体の売上高の構成>



<会社全体の従業員の構成>

一定の条件の下、従業員比による課税売上割合に準ずる割合の適用を受けることで、共通対応となっている課税仕入れに関して従来30%控除であったものが、80%控除できる。

## Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.knowledge@jp.ey.com

## 課題別のチェック項目

◆ EYのサービス内容

### 95%ルール改正関連

95%ルール改正前に十分な準備ができていなかったことにより簡便的な個別対方式による計算になってしまいませんか?

◆ 合理的な仕入税額控除方式及び課税売上高への対応区分の検討を通じた消費税負担の削減可能性を分析

取引毎に課税仕入区分を行う会計システムを有していないことにより、個別対応方式に関してどの程度の簡便計算、又は証憑類の保存が税務当局に容認されるのかという点で懸念はありませんか?

◆ 法令を初めとし国税庁Q&Aや他社事例等を踏まえて、現状のシステムを前提にした最適な対策方法を検討

“課税売上割合に準ずる割合”の適用を含め、課税売上割合を高くするための検討を行いましたか?

◆ 仕入税額控除の拡大を目的とした“課税売上割合に準ずる割合”の適用可能性の検討及び承認申請手続きをサポート

事前に個別対応方式適用の検討を行わないまま、一括比例配分方式を採用していませんか?

◆ 個別対応方式を適用した場合のシミュレーション及び一括比例配分方式から個別対応方式への変更に伴う社内体制の整備を支援(システム対応に係るアドバイスを含む)

### 消費税率10%への引き上げに関する経過措置の適用

税率引き上げに関する経過措置の適用について、事前検討は行われていますか?

◆ 重要な取引区分ごとに経過措置の適用に関するアドバイスを提供

### 消費税全般

以下のような課税売上割合に変動が生じるイベントが、課税期間中に行われていませんか? または行われる予定はありませんか?

- ▶ 商流の変更など関係会社間の取引形態の見直し
- ▶ 合併又は分割による事業内容の変化
- ▶ 新規事業の立ち上げ又は事業の閉鎖
- ▶ 保有している土地の譲渡

◆ “課税売上割合に準ずる割合”の適用を含め、適用可能性のあるスキームを用いた場合の削減効果をシミュレーション計算により測定し、仕入税額控除の拡大をサポート

従前の個別対応方式に関して、最近検討や見直しを行いましたか?

◆ 近年の法令改正等を踏まえた個別対応方式の総合的な見直しをサポート

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jpをご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191125. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp

消費税負担の見直しに関するアドバイス